

長浜市民庭球場の愛称使用ガイドライン

1 目的

長浜市民庭球場の愛称使用ガイドラインは、ネーミングライツパートナー募集により決定した長浜市民庭球場の愛称使用に際し必要な事項を定めることにより、愛称が広く使用され、親しまれるとともに、権利の保護を図ることを目的とします。

2 愛称

長浜市民庭球場の愛称	長浜城テニスガーデン supported by HEISHIN
ネーミングライツパートナー	兵神装備株式会社 (兵庫県神戸市兵庫区御崎本町1-1-54)
期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで (5年間)

3 使用上のルール

使用者は、愛称について、次の各号に定めるルールを遵守してください。

- (1) 各種媒体に掲載の際は下記の表記パターンとし、表記パターン①のロゴを優先として使用すること。
- (2) ロゴデータの愛称に他の文字等を組み合わせたり、重ねたり、愛称を省略して表示する等、文字加工はしないこと。
- (3) 令和7年度中は、利用者への周知を図る必要があるため、**(長浜市民庭球場)**を併記すること。

4 表記パターン

① 愛称をロゴとして表示する場合

長浜城テニスガーデン

supported by HEISHIN

長浜城テニスガーデン
supported by HEISHIN

※長さ60mm以下の時は、こちらの「supported by HEISHIN」
を大きめに調整したタイプを使用してください。

DIC 582 (スミ)	DIC 641
●4色印刷の場合	●4色印刷の場合
C / 0	C / 100
M / 0	M / 60
Y / 0	Y / 0
K / 100	K / 0

* web上や大会誌等で施設名についてロゴを用いて記載が可能なもの。

* 「長浜城テニスガーデン supported by HEISHIN」は指定されたロゴデータを使用してください。

* 拡大及び縮小は縦横等倍率で行ってください。

* 基本はカラー4色での表現となりますが、スミ一色での表現も可能です。

② 愛称をテキストとして表示する場合

長浜城テニスガーデン supported by HEISHIN

* フォント指定なし。

* ロゴを用いることが難しく、正式名での記載が可能な大会誌、デジタル情報など

③ 愛称を省略して表示する場合

長浜城テニスガーデン

* フォント指定なし。

* 地図中への記載や大会誌などの記載等で「supported by HEISHIN」の表示に支障がある場合は省略した表記を可とします。

④ 愛称・ロゴデータの加工及び省略を行って表示することはできません

- (例) × 長浜城ガーデン 、 × テニスガーデン
× HEISHINテニスガーデン 等
× ロゴデータに大会名などを重ねて表示すること



5 ロゴデータの配布について

ロゴデータは、長浜市ホームページ（子育て・教育＞スポーツ振興＞市内のスポーツ施設＞野球場・テニスコート）<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000002408.html>よりダウンロードしてください。

6 愛称使用時のリスク管理について

- (1) 使用者はロゴデータ使用等の瑕疵により、第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、長浜市及び兵神装備株式会社に迷惑をおよぼさないよう賠償しなければなりません。
- (2) 使用者がロゴデータの使用に際して、故意又は過失により長浜市及び兵神装備株式会社に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償しなければなりません。
- (3) 長浜市及び兵神装備株式会社は、使用者がロゴデータを使用したことにより第三者の権利を侵害するに至ったときにおいても、一切の責を負いません。

令和7年4月1日 制定

6 長浜市民庭球場の愛称（ネーミングライツ）に関する問い合わせ先

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地

長浜市役所市民協働部文化スポーツ課スポーツ振興係

T E L 0749-65-8787（直通）

F A X 0749-65-6571

M A I L bunspo@city.nagahama.lg.jp